

令和 2 年に実施する患者調査の概要（案）

1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として 3 年周期で実施する。

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院及び退院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設（病院：約 6,400、一般診療所：約 5,900、歯科診療所：約 1,300）を利用した患者を調査の客体とする。

3 調査の期日

- (1) 病院については、令和 2 年 10 月 20 日（火）～22 日（木）の 3 日間のうち、病院ごとに指定した 1 日とする。
- (2) 診療所については、令和 2 年 10 月 20 日（火）、21 日（水）、23 日（金）の 3 日間のうち、診療所ごとに指定した 1 日とする。
- (3) 退院患者については、令和 2 年 9 月 1 日～30 日までの 1 か月間とする。

4 調査票の種類及び調査の事項

(1) 調査票の種類

病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院（偶数）票、一般診療所票、歯科診療所票、病院退院票、一般診療所退院票

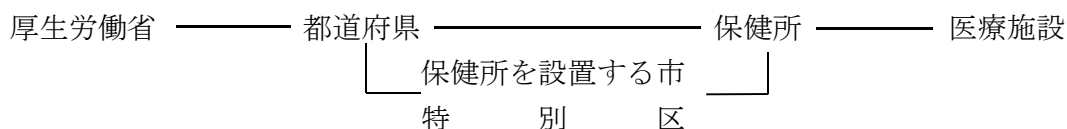
(2) 調査の事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の状況、その他関連する事項

5 調査の方法及び系統

医療施設の管理者が記入する方式による。

なお、調査票に代えて磁気ディスク等による提出も可とする。



6 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行い、結果は集計後すみやかに公表する。

なお、医療施設に関する情報の一部は、医療施設静態調査から得ることとする。

7 標本設計

- (1) 抽出枠（フレーム）は、医療施設基本ファイルとする。
- (2) 抽出方法は、層化無作為抽出とする。（500床以上の病院については、悉皆調査となる。※）
- (3) 客体数は、地域別（病院の入院及び退院については二次医療圏まで、病院の外来、一般診療所及び歯科診療所については都道府県まで）推計が可能な数とする。
- (4) 医療施設側の記入者負担軽減を図るため、病院については二段抽出を併用する。

（500床未満の病院の入院・外来患者については生年月日の末尾が奇数の患者について全調査事項を調査することとし、生年月日の末尾が偶数の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。また、500～599床の病院の入院・外来患者については生年月日の末尾が1, 3, 5, 7日の患者について、600床以上の病院については生年月日の末尾が3, 5, 7日の患者について全調査事項を調査することとし、それ以外の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。）

※特定機能病院はこれまで全て500床以上だったが、新たに500床未満の病院が承認されたことから、特定機能病院の層化基準に「400～499床」を追記する。

患者調査抽出要綱

1 抽出対象施設

平成29年患者調査では、利用可能な直近の医療施設基本ファイル（平成26年医療施設静態調査を平成29年2月末までの動態調査により更新したもの）から次の施設を除外して層化無作為抽出する。

- (1) 病院 1年未満休診、1年以上休診、休止中の病院
- (2) 一般診療所 1年未満休診、1年以上休診、休止中の一般診療所
相談・指導業務を主とする診療所
採血及び供血を主とする診療所
検診業務（集団・個人）を主とする診療所
検査業務を主とする診療所
- (3) 歯科診療所 1年未満休診、1年以上休診、休止中の歯科診療所
前回26年調査で対象となった歯科診療所

2 抽出方法（平成26年調査の場合）

- (1) 病院（入院） 全国の約7.6/10（6,446施設）
二次医療圏別、病院の種類及び病床の規模別に抽出
- 病院（外来） 全国の約4.0/10（3,378施設）
都道府県別、病院の種類及び病床の規模別に抽出
- (2) 一般診療所 全国の約6/100（6,000施設）
都道府県別、主たる診療科目及び病床の有無別に抽出
- (3) 歯科診療所 全国の約2/100（1,300施設）
都道府県別に抽出

3 層化基準

(1) 病院

◇ 二次医療圏、病院の種類及び病床規模

○ 病院の種類及び病床規模の基準

- ① 特定機能病院 (全数)
 - ①-1 500～599床
 - ①-2 600床以上
- ② 精神病床のみの病院（精神科病院） (500床以上は全数)
 - ②-1 20～499床
 - ②-2 500～599床
 - ②-3 600床以上
- ③ 療養病床のみの病院 (500床以上は全数)
 - ③-1 20～499床
 - ③-2 500～599床
 - ③-3 600床以上
- ④ 地域医療支援病院 (500床以上は全数)
 - ④-1 20～499床
 - ④-2 500～599床
 - ④-3 600床以上

- ⑤ その他の病院 (500床以上は全数)
- ⑤-1 200～499床
 - ⑤-2 500～999床
 - ⑤-3 1000～1999床
 - ⑤-4 2000～2999床
 - ⑤-5 3000～3999床
 - ⑤-6 4000～4999床
 - ⑤-7 5000～5999床
 - ⑤-8 6000床以上

(2) 一般診療所

- ◇ 都道府県、主たる診療科目及び病床の有無
- 主たる診療科目及び病床の有無の基準

- ① 内科 (無床)
- ② " (療養病床を有する)
- ③ " (その他の病床を有する)
- ④ 小児科
- ⑤ 外科 (無床)
- ⑥ " (療養病床を有する)
- ⑦ " (その他の病床を有する)
- ⑧ 整形外科 (無床)
- ⑨ " (療養病床を有する)
- ⑩ " (その他の病床を有する)
- ⑪ 産婦人科
- ⑫ 眼科
- ⑬ 耳鼻いんこう科
- ⑭ 皮膚科
- ⑮ 精神科
- ⑯ その他の診療所 (無床)
- ⑰ " (療養病床を有する)
- ⑱ " (その他の病床を有する)

- 主たる診療科名の分類 (番号は医療施設調査の主な診療科名の符号)

内科	01 内科、02 呼吸器内科、03 循環器内科、04 消化器内科、05 腎臓内科、06 神経内科、07 糖尿病内科、08 血液内科、10 アレルギー科、11 リウマチ科、12 感染症内科、15 心療内科
小児科	13 小児科
外科	16 外科、17 呼吸器外科、18 心臓血管外科、19 乳腺外科、20 気管食道外科、21 消化器外科、22 泌尿器科、23 肛門外科、24 脳神経外科、26 形成外科、27 美容外科、30 小児外科
整形外科	25 整形外科、34 リハビリテーション科
産婦人科	31 産婦人科、32 産科、33 婦人科
眼科	28 眼科
耳鼻いんこう科	29 耳鼻いんこう科
皮膚科	09 皮膚科
精神科	14 精神科
その他の診療所	35 放射線科、36 麻酔科、37 病理診断科、38 臨床検査科、39 救急科、40 歯科、41 矯正歯科、42 小児歯科、43 歯科口腔外科、平成26年医療施設静態調査以降開設した施設

(3) 歯科診療所

- ◇ 都道府県